

(公表用)

## 岩手県福祉サービス第三者評価の結果

### ①第三者評価機関名

社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会

### ②施設・事業所情報

施設名称: 畑保育園	種別: 保育所	
代表者(職名)氏名: 園長 高森友恵	定員・利用人数: 12名	
所在地: 岩手県八幡平市赤坂田 29 番地 4		
TEL: 0195-72-5511	ホームページ : <a href="http://www.wtep-suginokokai.com">http://www.wtep-suginokokai.com</a>	
【施設・事業所の概要】 平成27年4月1日より、八幡平市より民間移管をうけて当法人経営の施設となり今年で4年目。園庭をはさみ向かい側には、産直がある。園舎は平成19年に新築され、とても見通しの良い、明るい園舎である。		
開設年月日: 平成27年4月1日		
経営法人・設置主体(法人名・理事長名等): 社会福祉法人 杉の子会・理事長 遠藤一子		
職員数	常勤職員: 4名 非常勤職員: 1名	
専門職員	(専門職の名称: 名)	(専門職の名称: 名)
	園長 1名	保育士 1名
	保育士 2名	
	用務員 1名	
	(居室名・定員: 室)	(設備等)
施設・設備 の概要	保育室 2室	休憩室 1室
	乳児室 1室	機械室 1室
	遊戯室 1室	用具庫 2室
	配膳室 1室	
	事務室 1室	

### ③理念・基本方針

経営理念 我ら地球人 みんなの笑顔のために  
—子ども・保護者・利用者・地域・職員・地球—

#### 基本方針

- 1、保護者が働きながら子育てできるように安心して預かれる保育園
- 2、放課後の充実した子ども時代が過ごせる放課後完全育成事業
- 3、育児支援をする地域子育て支援センター
- 4、特別保育事業に取り組む

④施設・事業所の特徴的な取組（サービス内容）

・延長保育 ・障がい児保育 ・休日保育 ・一時保育
------------------------------------

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成 28 年 6 月 17 日（契約日） ～ 平成 31 年 2 月 19 日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	1 回目

⑥総評

◇ 特に評価の高い点

**小規模保育園の利点を生かした子どもや家庭状況の把握、一人ひとりに寄り添った保育の実践**

十分に遊びや活動ができるように保育室やホールを整え、遊具や絵本は自由に使って遊べるようにしている。遊びの状況に応じて遊具や用具を加えたり、紙類や身近な素材等も準備し、子どもの要求に応じた支援をしている。歌やリズム・伝承遊びを日課にし、描画や造形活動にも力を入れ、楽しく取り組めるように配慮している。

四季を通して戸外遊びが楽しめるようにしている。散歩では、2人組のペアを作り、異年齢で草花や木の実、小動物など身近な自然に触れたり探索を楽しみ、年下の子をいたわったり、年上の子からの刺激を受けている。生活や遊びを共にする中で、友だち関係や思いやり・「自分も」・「やれるようになりたい」という気持ちを育む支援をしている。畑の種まきやほうずきサロン・地域の敬老会等で地域の方々と触れ合い、あしろ保育園との合同行事を通して、同年齢の大きい集団との関わりや活動の経験を広げられるよう支援している。

◇ 改善が求められる点

**地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組**

地域の福祉ニーズは、子育てや子どもに対する虐待に関する課題、障害者が働くことの課題、生活に困窮する方々の課題、高齢者や障がい者の権利擁護の課題など多岐にわたる。地域の住民の困り事を把握することを目的とした関係機関等との連絡や交流は多くはない。

しかし、地区の敬老会への踊りの出演や歳末たすけあいチャリティーなどへの出演のための打合せなどで、他の福祉関係者との接点を持っている。今後は、民生児童委員、主任児童委員との意見交換も有効な取組になると思われる。

⑦第三者評価結果に対する事業者のコメント

第三者評価を受けるに当たり、自分たちの仕事内容、保育環境について考え、どのようなことをどこまでできているのかについて、確認ができました。それをもとに、評価者の方からの質問に答えたり、アドバイスをさせていただく中で、より今の状況の把握ができ、今後の施設運営、保育環境への意識が高まりました。ありがとうございました。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果【畑保育園】

### 評価対象I 福祉サービスの基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者評価結果
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p>評価者コメント1</p> <p>法人(保育所)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、利用者等への周知が図られている。「我ら地球人」みんなの笑顔のために～子ども・保護者・利用者・地域・職員・地球～を理念に定めるとともに、4項目の基本方針と16項目の基本姿勢を明文化している。基本方針には法人が取り組む事業の種類を掲げている。基本姿勢には職員の行動規範や地域に対する姿勢などが掲げられている。また、経営の基本精神である法人訓8項目を定めている。基本姿勢には「0歳から就学前までの充実した子ども時代が過ごせる保育園」、「菜園づくりを通じて地球のパワーを伝えていく」、「日本文化の伝承を通じて世界に通ずる子を育てる」、「性差別せずに保育する」、「職員も子育てしながら働ける職場とする」などの姿勢を示し、保育所経営の考え方を読み取ることができる。保育理念は「自分を肯定できる子に育てましょう」としている。理念等は法人ホームページや広報誌に掲載するとともに、保護者には理念等が書かれた「入園のしおり」を配布し毎年必ず1回説明している。職員に対しては、法人が経営する6カ所の保育園が合同で行う会議や法人研修会などで、理念や基本方針等を周知、確認している。</p>		

#### I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に対応している。		第三者評価結果
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<p>評価者コメント2</p> <p>事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。法人が所在する八幡平市の少子高齢化の状況や保育施策の動向を理事長は的確に把握しており、保育料無償化政策や保育士処遇改善、キャリアパス研修等、事業経営を取り巻く環境の分析は的確である。保育所は旧安代町畑地区に立地する定員12名の地域裁量型小規模保育所である。旧安代町畑地区地域の公共的施設であり、地域の歴史、背景を踏まえた住民の要望、期待を受け止めている。また、八幡平市の中でも旧安代地区における支給区分1号認定の需要を把握・分析しており、地区内における認定こども園の必要性も検討しつつ将来の経営を展望している。保育所の利用率を毎月把握しているほか、地域の人口予測を基に長期的な経営見通しを分析している。一方、社会福祉法人に求められる地域における公益的活動の動向や保育以外の福祉課題の分析は進んでいない。法人理念の「我ら地球人」という意図は、幅広い年代に対する社会福祉事業への対応を展望したものであるため、多様な地域課題の分析を期待したい。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
<p>評価者コメント3</p> <p>経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。保育所は元々公立保育所であったが、平成19年1月に改築され27年度に法人に経営移管された。大規模改修や建替えの課題は当面ない。経営課題は、法人の中長期計画の経営戦略に要約されている。主なものは、①子育て支援コーディネートの実践、②自治体からの保育所の移管の引き受け、③保育園舎の改築、④職員の福利厚生の実施をはじめ9項目を経営課題としている。理事会、評議員会では、理事長や施設長等が経営状況や課題を報告するなど、情報共有が図られている。また、職員の就業環境の改善のため短時間勤務の職員配置に取り組んでいる。小規模保育所ならではの課題対応として、法人が経営する旧安代町内のあしる保育園から給食の提供を受けているほか、行事を合同実施するなど、6つの保育所を運営する法人のスケールメリットを生かした改善が行われている。法人が経営する保育所が参加する合同会議・研修等で経営課題を含む周知や検討がなされているが、地域における公益的な活動への課題等については職員への周知が行き届いていない。</p>		

### I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者評価結果
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<p>評価者コメント4</p> <p>経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していなく、十分ではない。</p> <p>平成26年度～30年度を計画期間とする法人長期計画が策定されている。施設整備・修繕と借入金返済は平成43年までを見通し、人件費積立や修繕費積み立ての目標を明示している。長期計画は、実施結果に基づく見直しや計画項目が追加され、実用性を重視した内容となっている。保育所保育指針の改定に対応する細かな修正を加えることとし30年2月に30年度から40年度を計画期間とする中長期計画へと更新した。法人全体の計画目標は、経営戦略の9項目と保育所毎に設定されている。保育指針に基づく保育の全体的な計画の立案にも対応がなされ、①保育環境、②食育、③保健、④安全衛生管理、⑤地域との連携、⑥保護者支援、⑦地域子育て支援、⑧行事などの区分により体系的に年度計画を展開できる内容となっている。畑保育園については、照明工事や第三者評価の受審以外には詳細な目標設定がなされていないが、職員研修や福利厚生計画をはじめとして法人全体の目標を共有している。中長期収支計画については、大局的な財政運営方針を示しているものの収支を明示した内容とはなっていない。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p>評価者コメント5</p> <p>単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。</p> <p>単年度計画は、中長期計画を実践する内容となっている。法人が経営する保育所が休日保育を分担することや短時間用務員の配置、職員育成・研修等を法人全体で計画化している。保育の全体的な計画項目はそれぞれ区分された年度計画として立案されていることが特徴であり、①地球環境、②交通安全、③伝承遊び、④歌・手遊び、⑤給食、⑥保健、⑦安全衛生管理、⑧避難、⑨用務、⑩指導計画などと具体的かつ詳細に策定されている。年度計画の反省と活動の見直しは、月ごとに反省と評価を行い翌月の計画に修正や改善を反映する仕組みとしている。計画が実施されたかどうかを確認する仕組みが機能しているが、成果のポイントを指標化していないために評価の視点が希薄となっている。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		第三者評価結果
6	I-3-(2)-①事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<p>評価者コメント6</p> <p>事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。</p> <p>畑保育園は小規模保育所であるため、旧安代町の中心部にあるあしろ保育園と行事や会議を合同で行うところに特徴がある。また、事業計画の策定見直しは法人の理事会、園長会議、法人合同職員会議などで検討される仕組みである。担当者の会議は、主任保育士、栄養士、年齢別担当者、調理用務担当者などの会議があり、それぞれの段階で計画策定への参画や意見を反映する仕組みがある。計画の見直しや検討の時期や手順を定めた規程はないものの、年度末には定期的な会議が持たれている。計画の実施状況は計画区分ごとに担当者が毎月の反省により確認する仕組みが機能している。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	a
<p>評価者コメント7</p> <p>事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。</p> <p>法人及び保育所の年度事業計画及び法人が経営する6カ所の保育所に共通した運営方針を明示し、保護者等に配付し周知を図っている。運営方針の説明資料には、給食費の負担、休日保育、アレルギー除去食、嘱託医、個別面談、写真の登録、職員研修の方針など、保護者が知りたい情報が1枚にまとめられている。入園時及び毎年度に「入園のしおり」を基に説明を行っている。</p>		

### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者評価結果
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<p>評価者コメント8</p> <p>保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。</p> <p>法人が経営する保育所等に関する管理運営規程では、①保育園の自己評価、②保育士等の自己評価、③第三者評価の受審と講評を位置づけている。中長期計画においては、第三者評価の受審を計画化し、毎年いずれかの保育所が受審することとしており、その結果と改善を法人全体で共有する仕組みが機能している。今回、畑保育園が受審することによって、経営する6園全てが受審済みとなり、保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われている。受審結果は、園長会議をはじめ各種会議で共有されるとともに、理事会、評議員会においても報告されている。保育所の自己評価は、保育の全体的な計画を構成する業務区分別の月間計画を年間計画に集約し、毎月の定例会議を通じて評価、修正する仕組みが機能している。職員の自己評価は、職員ごとに年度目標を設定し、毎月の反省と翌月の頑張り目標や気になること、購入希望物品を記載する書面を使用する仕組みとしており、園長が「一緒に考えるコメント」を記述することによってOJTが行われている。</p>		

9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<p>評価者コメント9</p> <p>評価結果を分析し、保育所として取り組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。</p> <p>第三者評価結果を法人全体で共有する取組に強みと特徴があり、中長期計画や年度計画、各種マニュアルの見直しに改善事項が反映されている。第三者評価の受審がない年度は保育所の自己評価と保育士の自己評価を総合的に取りまとめ、法人の各種会議で検討した結果を各保育所に持ち帰り、日々の運営改善に反映するようにしている。法人中長期計画の経営戦略としてまとめられている改善事項は、経営する保育所全体の課題として法人事業計画と業務区分別年度計画で改善策を反映している。一方、保育所の自己評価は、毎月行う仕組みであり、即効性が期待できる半面、大きな課題に関する検討や改善については取組過程の仕組みが未整備である。保育所の自己評価の位置づけの明確化と評価結果の年度の取りまとめが今後の課題である。</p>		

## 評価対象II 組織の運営管理

<b>II-1 管理者の責任とリーダーシップ</b>		
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		第三者評価結果
10	II-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<p>評価者コメント10</p> <p>園長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。</p> <p>法人理事長と園長が連携してリーダーシップを発揮し、役割と責任を職員に明らかにし、積極的に取り組んでいる。園長の役割は、管理規程及び職務分掌、中長期計画で明確にしている。理事長は、毎月の園長会議等で保育所経営に関する詳細な情報提供を行い、園長はこれを踏まえて具体的な対応を図っている。園長会議で話し合われる内容は、平成30年2月会議を一例にあげると①保育士資格への支援、②新任職員研修、③花の植栽、④休日保育の持ち回り担当制、⑤保育補助職員の採用、⑥担当区分別年度計画の作成、⑦保育士処遇改善加算及びキャリアパス研修の取組、⑧職員採用試験、⑨認定こども園の検討、⑩職員研修会、⑪苦情対応などとなっている。園長は、職員に対して事業執行に関するスケジュールや感染症予防の取組、備品整備、保育環境設定等、より詳細な内容を会議等で説明、共有し、理解が図られるよう取り組んでいる。保護者向けの「園だより」は、園長自ら編集し、その記述の中に自らの役割、責任を表明することによって職員にも周知が図られている。</p>		
11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<p>評価者コメント11</p> <p>園長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。</p> <p>法人理事長と園長は連携して法令等の遵守に取り組んでいる。近年の法令改正への対応として、法人全体では、社会福祉法人改革に伴う定款変更、改正労働法に伴う有期契約職員の無期労働契約への転換、マイナンバー制度への対応、インターネットへの接続や電子メールの取扱い、パワーハラスメント・セクシャルハラスメント・モラルハラスメントの禁止などについて、規定改正により対応している。改正保育所保育指針への対応については、会議を通じて今後の変更改善点を検討しているが、保育の計画については、保健計画、食育計画などの業務区分別の計画策定が行われている。職員に対する周知については就業規則を説明するなど、法人全体の取組がある一方、保育所単独の取組では規程等の変更点やその意義を職員に周知し、遵守を促す取組に努力の余地がある。</p>		
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		第三者評価結果
12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	b
<p>評価者コメント12</p> <p>園長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。</p> <p>理事長と園長は連携して保育の質の向上に意欲をもち、組織的な取組に指導力を発揮している。法人合同の園長会議や職員会議、研修会において、第三者評価を受審した保育所の結果を参考とした評価と分析を行っている。毎年度行う保育所自己評価の仕組みは未整備ではあるが、毎月の諸会議において具体的な業務の反省と評価を行う仕組みが機能している。マニュアルの見直しは年1回行うこととしており、組織的な体制も構築されている。30年度は危機管理マニュアルなどが検討された。マニュアル改正では、会議、研修会等で職員に意見を求め、情報共有する中で理解を図る取組は効果的である。一方、保育所自己評価が評価基準によらず、通年で行われている状況であるが、その利点もある。しかし課題解決の優先度や重要度の判断は、理事長とともに園長が課題整理する取組の強化が望ましい。</p>		

13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<p>評価者コメント13</p> <p>園長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。 理事長と園長は連携して経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、若干の課題を有している。法人全体では保育料等徴収システムの整備による請求や口座振替処理が行われており、業務の省力化が進んでいる。園長や主任保育士等の合同会議、合同研修会等にもスケールメリットを活用している。職員採用や資格取得への支援を行い保育士確保に一定の成果を得た。共通マニュアルによって業務が標準化されているため、人事異動も可能な条件が作られている。短時間用務職員配置による昼食時間帯の増強を進めるなどの改善を行っている。勤務時間内に業務を終了することを方針としており、会議録の作成においてもマニュアルを策定して標準化、効率化を図っている。保育所を単独で見た場合、職員数が5名と少人数であり情報共有がしやすい組織体制に強みがある。一方、保育所の内部では経営に関する広範な観点から業務の遂行を積極的に改善する体制には至っていない。</p>		

## II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者評価結果
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p>評価者コメント14</p> <p>保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それに基づいた取組が十分ではない。 中長期計画と年度計画によって職員研修計画を設定している。研修体系は①法人職員合同の全体研修、②初級(経験3年以下)、中級(経験4年～10年)、上級(11年以上)、③幹部職員養成となっている。中級職員は初級職員研修の講師となり、上級職員は中級職員研修の講師となる仕組みとしている。また、保育士処遇改善加算に伴うキャリアパス研修を積極的に受講されることとしている。職員確保が経営課題であり、平成30年度採用試験を実施したところ目標の半数程度を採用できた。保育士資格のない補助職員の資格取得を支援するなどの対策も行っている。しかし、人材確保と養成、職員体制の取組は、中長期計画で随所に記述されているが、中期を見通した採用活動や職員定着に向けた取組の効果が表れるには、未だ時間を要する状況といえる。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
<p>評価者コメント15</p> <p>総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。 総合的な人事管理を実施しているが、職員に関する業務評価とキャリアの向上を描くことのできる仕組みに課題を残している。法人の人事管理は、①正規職員、②臨時職員、③定年後再雇用嘱託職員の3区分でそれぞれの就業規則で行われている。期待する職員像は、中長期計画で明確にしている。昇給昇格基準は、給与規程に定めている。人事基準は就業規則で定めるとともに職員を対象とした研修会を行い周知に努めている。一方、昇給昇格基準では、職務の在職年数が基準となっているが、処遇改善における副主任の職務や発令については整理がされていない。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		第三者評価結果
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<p>評価者コメント16</p> <p>職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。 勤務シフトや有給休暇の希望は、あらかじめ希望をとって調整する仕組みがあり機能している。超過勤務は、極力行わないように、その日の仕事をその日で終える方針である。有給休暇は個人ごとに取得実績を一覧表にして、年間取得率を表示するなど就業状況を把握している。5人の職員の年間取得率は100%から3%まで開きがあり、今後は一定程度は計画的な有給休暇取得の促進が求められる。定期的な個別面談は目標管理制度の仕組みを活用し、毎月15分程度の園長面談で対話する仕組みがある。しかし、職員が相談しやすい窓口の設置はなく、外部の相談機関の情報提供も積極的とまでは言えない。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		第三者評価結果
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<p>評価者コメント17</p> <p>職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。 法人が期待する職員像は、基本姿勢、保育理念を基に保育士の指針を示している。指針は38項目に及ぶ詳細なものになっている。目標管理の取組は、職員一人ひとりが年度の目標を定め、今月の努力や課題、翌月の努力目標を保育士の自己評価として1枚の書類に記述し、園長がコメント欄に記述し、職員と園長が対話するように共有する方法をとっている。課題をあげるとすれば、一点目は目標管理制度に関する規程が未整備であることである。また、月ごとの振り返りと助言を年度の単位に総括すること及び中長期的に目指す姿を確認する仕組みの充実が求められる。</p>		

18	<b>II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</b>	<b>b</b>
----	---	----------

評価者コメント18

保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。法人全体の職員育成の計画は、中期事業計画に定めている。研修体系は、初級研修、中級研修、上級研修、全職員園内研修であり、中級研修の対象職員は初級研修の講師となり、上級研修の担当職員は中級研修の講師となる仕組みである。平成29年度の研修実績をみると、初級研修と全職員園内研修は計画通りに実施された。中級及び上級研修は単独では実施されていなかったが、外部研修への派遣や処遇改善手当の要件であるキャリアアップ研修がこれに代わるものとなっている。外部研修参加者は法人全体で調整が図られている。しかし、研修計画の成果や課題の評価や研修内容の見直しが行われていないことに課題を残している。

19	<b>II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。</b>	<b>a</b>
----	---	----------

評価者コメント19

職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。外部研修の受講状況であるが、平成29年度は園長が全国レベルの研修を2回、県レベルの研修を1回、地区レベルの研修を2回受講している。保育士は県レベルの研修を1名が2回、地区レベルの研修を1名が2回、2名が1回受講している。また、保育専門誌を全職員が定期購読しており、年8回園内研修として読み合わせを行っている。このほか園内研修は「嘔吐処理」や「早番遅番の見回り」など具体的業務について年4回実施している。職員個人ごとの外部研修の受講履歴は受講カードに記録し職員と園長が確認している。個別的なOJTは、目標管理制度を通じて毎月15分程度の助言を行っている。職員数は非常勤職員を含めて5名と少ないながら、全ての職員が職責に応じた研修を受講できるよう配慮している。

<b>II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</b>		<b>第三者評価結果</b>
---	--	----------------

20	<b>II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</b>	<b>b</b>
----	---	----------

評価者コメント20

実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。実習生を受入れる方針を法人の基本姿勢で明らかにしている。マニュアルは平成22年に制定し、2度の見直しを行っている。マニュアルには実習計画の様式を示しているが、標準的な実習プログラムは示されていない。法人が経営する他の保育所では実習を受入れているが、当保育所での受入れ実績はない。

### II-3 運営の透明性の確保

<b>II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</b>		<b>第三者評価結果</b>
--	--	----------------

21	<b>II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。</b>	<b>b</b>
----	--	----------

評価者コメント21

保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、一部公表していないものもある。法人のホームページに法人理念や基本方針等、保育の理念等、定款、役員報酬規程、役員名簿、決算資料が掲載されている。しかし、事業報告、事業計画・予算は掲載されていない。第三者評価の受審結果は、法人の方針としてこれまでに受審した保育所の受審結果をワムネットで公表している。苦情に関する体制はホームページに掲載されていないが、入園のしおりに「ご意見・ご要望をお述べになる機会について」の項目を設けて、相談解決責任者、第三者委員、受付担当者の氏名を明示している。寄せられた意見、苦情は、第三者委員に相談があった案件を保育所の広報紙に掲載して公表する仕組みである。保育所の広報紙には、子供の様子や行事予定、アンケート結果等も細かく掲載され、保育所の役割や機能が理解される内容となっている。今後は事業計画等の公表が進めばなお一層、運営の透明性が確保される。

22	<b>II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</b>	<b>a</b>
----	--	----------

評価者コメント22

公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。保育所における事務、経理、取引のルールは経理規程に基づいて行われ、透明性の高い適正な経営・運営の取組が行われている。経理規程は社会福祉法改正に伴う社会福祉充実計画が規定されている。当保育所は地域裁量型小規模保育所であり職員体制が少ないことから経理は法人が経営する規模の大きな保育所が行っている。外部専門家による会計管理体制の指導として毎月税理士事務所の監査を受検している。必要の都度、税理士事務所にて経理処理の相談が可能であり、助言を受けながら運営が行われている。

## II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者評価結果
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p>評価者コメント23</p> <p>子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。 基本姿勢に「地域と交流する」と定め、その姿勢を明示している。小規模保育所であることから、運動会などの行事の一部は法人が経営する近隣の保育所と合同で実施している。祖父母参観、親子交流会、夏祭りなど主催行事のほか、地域の行事にも参加している。地域の文化祭、演劇鑑賞会、歳末たすけあい芸能大会、芸術祭に参加するとともに、地域の老人クラブとの交流を年3回行っている。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<p>評価者コメント24</p> <p>ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。 法人が経営する保育所に共通する「ボランティア受入マニュアル」を整備している。受入れる活動は、食事・保育の手伝い、遊び相手、施設内外の清掃、夏祭り等の準備と参加などである。平成29年度の実績では、高校生ボランティアの登録が2名、活動実績も2名であった。ボランティアに対する注意事項はマニュアルに記述されているが、ボランティアが体験を通じて学びを深める支援についてはマニュアルの内容に未整備な点がある。ボランティアの力を借りることによって充実が期待できる保育内容を検討してもよいだろう。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		第三者評価結果
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
<p>評価者コメント25</p> <p>子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。 協力病院、八幡平市内の小中学校、行政機関、消防署、保健所、警察駐在所、地区コミュニティセンター、取引先、仕入先、八幡平市内の保育所、バス会社等の連絡先名簿を整備している。教育委員会が行う教育相談の一環で福祉関係課、家庭相談員、保健師、主任児童委員、ことばの教室指導員との年に1回の情報交換が行われている。児童相談所、市内の社会福祉法人、社会福祉協議会、主任児童委員等については、関係機関連絡先に加えた上で必要な連携が図られるとよい。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		第三者評価結果
26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	c
<p>評価者コメント26</p> <p>地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。 地域の福祉ニーズは、子育てや子どもに対する虐待に関する課題、障害者が働くことの課題、生活に困窮する方々の課題、高齢者や障がい者の権利擁護の課題など多岐にわたる。地域の住民の困り事を把握することを目的とした関係機関等との連絡や交流は多くはない。しかし、地区の敬老会への踊りの出演や歳末たすけあいチャリティーなどへの出演のための打合せなどで、他の福祉関係者との接点を持っている。今後は、民生児童委員、主任児童委員との意見交換も有効な取組になると思われる。</p>		
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p>評価者コメント27</p> <p>把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。 法人が経営する保育所では通常の保育事業に加えて、保育所を利用する子どもを対象とした休日保育と延長保育を実施している。また、保育所利用以外の子どもを一時的に保育する一時保育も法人が経営するすべての保育所で実施している。当保育所も小規模ながら一時保育の29年度実績がある。また、法人理事長が提唱し、保育士らが参加している和太鼓の活動は、文化芸能の取組であるが、まちづくりの要素や公益的な目的を含んでいる。今後は岩手県内の社会福祉法人が連携して実施する生活困窮者への支援事業などを調査することからスタートすることも一案であろう。</p>		



## 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		第三者評価結果
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
<p>評価者コメント28</p> <p>子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解を持つための取組は行っていない。法人の管理運営規程における基本方針、経営理念、基本方針を実施するための姿勢、保育理念、保育目標に子どもを尊重した姿勢が明示されている。また、ホームページ、入園のしおり、法人パンフレット、中長期事業計画にも記載し、法人6園合同職員研修で職員間で確認している。年1回実施の入園説明会(進級児も含む)において保護者等に説明し理解を図っている。小規模園のため、子どもを尊重した対応については互いに気付いたことは言葉にし、会議の中でも話をするように努めているが、保育の標準的な実施方法等へ反映されているとはいえ、定期的な状況の把握・評価が行われていない。保育の場面ごとに留意点を記載し、状況の把握・評価を行うことが求められる。今年度初めて、人権擁護委員による人権の花事業を受け、子どもたちは紙芝居等により互いを尊重する気持ちについて学んだ。今後もこのような取組を継続していくことが望ましい。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a
<p>評価者コメント29</p> <p>子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した保育が行われている。法人で「園児・保護者・利用者のプライバシー保護・権利擁護マニュアル」「虐待対応マニュアル」を整備し、6園合同職員研修において平成29年プライバシー保護・権利擁護マニュアル、平成30年虐待対応マニュアルの見直しを行っている。排泄に関しては、トイレ、トイレドア、おむつ交換台においてプライバシーを配慮し、3歳以上児のお漏らしによる着替えもトイレで個別に対応している。夏季はテラスでのボール遊びの際、外部からの視線を避けるため移動式フェンスで目隠しをする等、プライバシーに配慮した工夫をしており、保護者に対しても伝えている。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		第三者評価結果
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	b
<p>評価者コメント30</p> <p>利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。法人とその事業を紹介した法人会報が年1回作成され、市役所に配架されている。ホームページには法人の概要、当保育園の概要、スケジュール等が記載され、ブログでは保育での子どもたちの様子や給食の写真をこまめに更新しており、わかりやすい内容となっている。利用希望の問い合わせや見学者は少ないが、その都度園長が対応している。今後は、パンフレットやホームページの内容の見直しを適宜実施し、情報提供の更なる充実が望まれる。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	b
<p>評価者コメント31</p> <p>保育の開始・変更時の同意を得るに当たり、組織が定める様式に基づき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。保育の開始時に入園説明会や面談を実施、入園のしおりに沿って保護者等に説明している。進級に際しても変更される内容について同様に説明している。入園のしおりは6園共通で作成し、法人の経営理念、基本方針、保育理念、保育目標、保育時間、一日の流れ、行事予定、給食、常備するもの、持参するもの、約束ごと、感染症について、与薬の依頼、ご意見ご要望について等々が記載され、わかりやすく工夫した内容となっている。保護者等の就労状況による保育時間の変更、延長保育利用等についての説明も事前に実施し、変更がある都度、個別に記入してもらい対応している。今後は、保育の開始・変更にあたって、入園のしおりの説明後に保護者等が同意したことを書面で残す等の対応について、検討が望まれる。また、特に配慮が必要な保護者等は今までいなかったが、説明にあたって配慮が必要な状況を想定して、対応をルール化しておくことが望ましい。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	c
<p>評価者コメント32</p> <p>保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。法人内での保育所の変更については事例が少なく、その都度情報提供を行っているが、今後は保育所の変更にあたっての具体的な申し送り手順や引き継ぎ文書を定める等、継続性に配慮した取組が求められる。また、保育所の利用終了後も保護者が相談できるよう、担当者や相談方法を記載した文書を渡しながらか説明することが望まれる。これまで、卒園児に葉書を出して夏祭り等に招待し交流を図っているため、このような取組を活用することも効果的である。</p>		

III-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		第三者評価結果
33	III-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<p>評価者コメント33</p> <p>利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。</p> <p>日々の保育の中で、子どもに「またやろう」と言ってもらえるよう心がけ、子どもが取り組む姿を認め職員全員で声掛けするように努めている様子が聞き取りの中からうかがうことができた。保護者に対しては、季節の行事毎や育児についてのアンケートに加え、年度末の利用者満足度アンケート(施設や設備、保育時間、連絡物、職員の対応、給食、感染症対応等)を実施し、きめ細やかに意見を把握している。また、保護者との個別面談を年2回実施したり、保護者会総会に参加し保護者の意見を傾聴している。アンケートは6園の園長会議で検討・作成されているが、把握した集計結果の分析・検討については各園に任されており、分析・検討・具体的な改善に結びつく取組が求められる。</p>		
III-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		第三者評価結果
34	III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<p>評価者コメント34</p> <p>苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。</p> <p>「苦情解決規程」に基づき「苦情対応マニュアル」が整備され、苦情解決責任者・苦情受付担当者を設置している。第三者委員は法人の監事2名を設置している。入園時に資料に沿って説明し、園の玄関には苦情解決の体制や仕組みをわかりやすくフローチャートにして掲示するとともに、意見箱も設置している。小規模園の為、直接話がしやすい環境にあり、保護者には「いつでも話をしてください」と伝えている。アンケートも匿名で実施し、苦情を申し出やすいよう工夫している。苦情解決記録は園児管理システムの中に整備され、苦情の受付時に受付者が相談内容・相談経過・原因・再発防止策を記入し、責任者である園長に報告・園内で共有している。苦情に関する検討内容や対応策については、申し出た保護者に対しては伝えているが、第三者が立ち会う事案ではなかったことから、これまで公表はしていない。今後は、入園時の資料に福祉サービス運営適正化委員会についても記載し、説明することが望ましい。</p>		
35	III-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
<p>評価者コメント35</p> <p>保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境を整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。</p> <p>入園のしおりに「ご意見ご要望を述べる機会について」を記載し、入園説明会で相談したり意見を述べる方法(連絡ノート・電話・送迎時等)や相手を選択できることを保護者等に説明している。また、育児相談等のアンケートでは相談内容を記述してもらい、相談内容に合わせて園長・担任・栄養士との相談希望を受け付けている。建物の構造上の制約があり、保護者等から相談を受ける際には人の目が気にならない場所を選んだり、事務室のドアを閉めて個室とする等の配慮をしているが、今後は安心して相談・意見が述べられるスペースの確保に向けた更なる工夫が望まれる。</p>		
36	III-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p>評価者コメント36</p> <p>保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。</p> <p>平成29年苦情対応マニュアルを整備し、苦情については要望、提案、意見、相談を含め幅広く対応するとしている。対応時の基本的な心構えと対応手順を定めているが、苦情・意見・提案・要望・相談が一体的に取扱われており、緊急、重要なものを認識したり、どれに当たるのか判断する仕組みができていない。また、相談や意見を受けた際の報告手順や対応策の検討についても、マニュアルへの記述が十分ではない。日々の保育の中では、連絡ノートや口頭での相談が多く、小規模園ならではの体制を生かして保護者等とのやり取りが行われている。検討に時間がかかる場合には、その旨を保護者に伝え、園長や理事長に相談し、迅速に対応するよう心掛けている。平成30年6園合同職員研修でマニュアルの見直しを行い、第三者評価結果の活用についても検討されていることから、今後の更なる取組に期待する。</p>		

III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		第三者評価結果
37	III-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p>評価者コメント37</p> <p>リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。</p> <p>法人が運営する保育園で想定される事故、災害、感染症等、あらゆる危機を想定し「危機管理マニュアル」を作成、園長を責任者と位置付けている。マニュアルの中で、事故発生時における予防及び対応について明記し、フローチャート化して職員に周知している。設備や遊具の安全点検は、早番職員が毎日園舎内外の見回りを実施して管理日誌に記入、砂場と固定遊具は年1回業者によるメンテナンスも実施されている。小規模園のため、事例は多くないものの、事故やヒヤリハットが発生した場合は報告書を作成し、原因や対策について職員間で共有して再発防止に努めている。6園園長会議においても事故やヒヤリハットを毎月報告し、法人内で安全確保、事故防止に対する意識を高めている。危機管理研修には園長が参加し、園内に伝達講習を行っており、次年度以降も職員の研修参加を予定している。今後、園外の散歩コース等の危険個所の把握、事故防止策等の実施状況についての定期的な評価と見直しを行うことが望まれる。</p>		
38	III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p>評価者コメント38</p> <p>感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。</p> <p>感染症に関する予防と対応については、平成21年に八幡平市保育施設協議会で申し合わせた「新型インフルエンザ発生時の対応基準」を準用、感染症発生時対応フローチャートが作成されている。「感染予防・掃除マニュアル」において感染症予防に関する職員の心得や対応、園児への指導、下痢嘔吐の対応と処理等が明示され、定期的に感染症予防に関する勉強会が園内で実施されている。園児は水筒を持参し、うがい、手洗いをしてから遊び始め、職員がうがいや手洗いの仕方を指導している。感染症が発生した場合は、玄関口の「感染症お知らせボード」で発生状況を保護者に知らせ、保健だよりでは感染症やその予防について随時情報を提供している。</p>		
39	III-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を積極的に行っている。	b
<p>評価者コメント39</p> <p>地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。</p> <p>危機管理マニュアルにより指揮権、緊急連絡体制が定められ、緊急時には保護者へのメール発信、電話連絡が行われている。火災、地震、風水害発生時の対応は季節、時間、場所により細かく決められている。特に大地震の場合は、園児の引き渡し、残留園児の保護、避難所への避難等も考慮されている。また、近年増加する水害、土砂災害対策についても県や市の説明会に参加し対応している。避難訓練計画は、年間でこれらの災害に対応した想定で作成し、消防及び警察と連携しながら訓練を実施している。なお、災害時には近隣住民とのつながりも必要となることが考えられるため、近隣住民も含めた訓練の実施についても検討が望まれる。園長が責任者となり、備蓄リストを作成及び管理している。食品の賞味期限到来による更新の際は、家庭用ガスコンロを使用した食事作りも実施している。</p>		

### III-2 福祉サービスの質の確保

III-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		第三者評価結果
40	III-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	b
<p>評価者コメント40</p> <p>保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。</p> <p>「園児・保護者・利用者のプライバシー保護・権利擁護のマニュアル」により、保育の標準的な実施方法における子どものプライバシー保護や権利擁護の姿勢が明示されている。「デイリーと仕事の内容」には、早番から遅番まで、3歳未満児・3歳以上児の一日の流れと正副担任の動き、「職員の仕事内容心得」により登園時・自由あそび・排泄介助・外あそび等における対応が記載され、一定の水準を保つ仕組みとなっている。今後、保育の場面ごとの留意点やプライバシーへの配慮も含めての文書化や、実施されているか確認する仕組みづくりが求められる。また、保育の標準的な実施方法は、子ども一人ひとりの発達や状況を踏まえた個別的な対応と相補したものであり、画一的な保育となっていないか検証することが望まれる。</p>		
41	III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<p>評価者コメント41</p> <p>標準的な実施方法について定期的に見直し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。</p> <p>「デイリーと仕事の内容」、「職員の仕事内容・心得」は平成30年度、「園児・保護者・利用者のプライバシー保護・権利擁護のマニュアル」は平成29年度、6園合同職員研修において見直しを図っている。デイリーと仕事の内容については、これまで他園に準じて使用してきたが、小規模園で3歳未満児・3歳以上児の混合保育を行う時間帯も多くあるため、職員間で改めて検証・見直しを実施し、園独自のものを作成した。さらに見直しに当たっては、職員だけでなく保護者等からの意見を取り入れたり、指導計画の状況を踏まえて行われることが望まれる。</p>		

III-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	第三者評価結果
42 III-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定してる。	b
<p>評価者コメント42</p> <p>アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。          法人が作成した、園児の年齢ごとのあるべき姿を明示した「保育課程」を基に3歳以上児・3歳未満児に分けて年間指導計画、月案週案を作成している。アセスメントとしては、入園時の面談で保育台帳において「妊娠出産時の状況・発達状況・予防接種・り患歴・緊急連絡先・緊急時の輸血希望の有無」の把握が行われる。また、現在の子どもや家庭状況の聞き取り、食物アレルギー調査票・延長土曜休日保育希望の提出が実施されている。入園式後には家庭訪問やアンケート調査(子育ての方針・園に対しての希望等)を実施するとともに、年2回の個別面談を実施し、保護者等のニーズの把握に努めている。今後は、これらの取組をアセスメント手法として体系化していくことが求められる。その際、関係職員等の参加によるアセスメントに関する協議や保護者の同意を得る手順を定めることが望ましい。現在、園児管理システムにおいて、ケア記録を個別に作成し、子どもの様子と課題、家庭への対応(保護者の思いや悩みを受けて)を記入している。月案では、個々に支援の必要な子どもについて、保育場面ごとに記載されているものの、個別計画は作成されていない。今後、把握したニーズを基に具体的な保育や支援の目標と内容を明らかにし、個別計画に反映させることが求められる。</p>	
43 III-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
<p>評価者コメント43</p> <p>指導計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。          保育課程に基づき年間指導計画、月案週案を作成して、月ごとに評価及び反省を行っている。年間を4期に分け、期ごとにまとめと見直しを実施、次期の計画に生かしている。しかし、個別計画においては、組織的な仕組み(見直しの時期、保護者の意向把握と同意を得るための手順等)が定まっておらず、見直しによって変更した計画内容を周知する手順や緊急に変更する場合の仕組みも含めて整備することが望ましい。個別の計画とクラス等の指導計画は、互いに関連性をもって作成、評価、見直しが行われることが望ましく、それが今後の保育の質の向上に結びつくことを期待したい。</p>	
III-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	第三者評価結果
44 III-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
<p>評価者コメント44</p> <p>子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。          3歳未満児の全ての子どもに対する個別の計画が作成されていない。月毎の指導計画は3歳未満児、3歳以上児で作成され、生活、健康、遊びのねらい(必要に応じて個々のねらいも)を記入し、保育の実施状況や子どもの状態の推移が記録されている。園児管理システムでは、日々の記録として、週案、日誌、ケース記録が入力できるようになっており、記入の仕方も法人で統一して職員への指導を行っている。小規模園のため、職員間で子ども及び保護者等の状況を把握、共有しやすく、家庭からの伝達事項は日誌に備忘録として記録される仕組みとなっている。月1回の職員会議においても子ども及び家庭の状況について情報共有している。今後、3歳未満児の全ての子どもに対する個別計画の作成とそれに基づく保育の実施状況についても記録し、職員間で共有することが求められる。</p>	
45 III-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
<p>評価者コメント45</p> <p>子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。          法人の管理運営規程「文書管理」において、記録の整備(文書の保存期間)が定められ、法人の文書管理明細簿で記録文書ごとに責任者を配置している。また、「個人情報保護・管理マニュアル」を整備し、不適切な利用や漏えいに対する対策や対応方法を規定している。入園時に個人情報保護について保護者に説明している。職員に対しては、新人研修や年1回の合同職員研修において周知、見直しを図っている。なお、情報開示については、保護者等から情報開示を求められた際のルールが必要であり、今後は基本姿勢、開示情報の範囲、開示請求の手順等を文書化することが求められる。</p>	

## A-1 保育内容

A-1-(1) 保育課程の編成		第三者評価結果
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	b
<p>評価者コメント1</p> <p>保育課程は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ編成しているが、十分ではない。</p> <p>保育課程は、月齢・年齢の区分で「子どもの姿」と「遊び」によって編成され、「杉の子会の保育」の内容に反映されている。「杉の子会の保育」に基づいて指導計画を作成し、遊びを中核とした保育が実践されている。保育課程は、法人の園長会議や合同研修会において見直しを図り、保育所保育指針の研修も行っている。保育課程は、保育指針に示されている保育の目標を達成するよう、各保育所の保育方針や保育目標に基づき、発達過程を踏まえ保育の内容が組織的、計画的に構成され、保育所生活の全体を通して総合的に展開されるように作成されることが求められる。遊びを中核とした保育実践の継続と、保育園の地域性や子どもの家庭状況に考慮した保育課程の作成に取り組みられることを期待する。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		第三者評価結果
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
<p>評価者コメント2</p> <p>生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p> <p>平成19年築(定員30名)の建物で、16名の子どもがゆったりと生活できる採光の良い園舎である。受入れ人数や0歳児の発達に留意して、「遊び」、「食事」、「午睡」と保育室の使い方を工夫している。遊びの部屋には、小さな子が落ち着いて過ごせるようにマットを用意したり、危険のないように室内を整え、遊具や玩具は子どもが自由に取り出して遊べるようにしている。ホールは、走ったり跳んだり自由に体を動かして遊ぶとともに体育用具に触れたり、静かな遊びを楽しむコーナーもあり、十分に遊ぶことができる空間を確保している。トイレ、手洗い場等は、子どもが使いやすいように工夫され、清潔に整えられている。朝夕の安全点検で気付いたことや異変は職員間で周知し、使用しない、片付ける、補修など早めの対応を心がけ、安全に過ごせるようにしている。</p>		
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
<p>評価者コメント3</p> <p>一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p> <p>子どもの在園時間に応じた勤務体制をとり、子ども及び保護者の安心感につながるようにしている。入園時の聞き取りや送迎時の保護者との伝え合いや連絡ノートを通して、発達の個人差、家庭での様子や生活リズム、体調などを把握し、職員間の周知・共通理解の下に保育を行っている。少人数の保育園で、一人ひとりに目を向けての関わりができる環境にあり、訪問調査日の子どもたちの表情や姿から、保育士との安定した関係を感じ取ることができた。大人に囲まれ、やってもらえる環境で生活する子どもも多いことから、保育の中にあえて「急ぐ」ことを取り入れることもあるが、子どもの欲求やペースに応じた援助を心掛けている。</p>		
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	a
<p>評価者コメント4</p> <p>子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p> <p>一人ひとりの発達や生活習慣の習得状況を把握し、個別にやり方を知らせて見守ったり、手伝うなどしながら「できた」という気持ちを持たせるように援助している。また、異年齢での生活の利点から、自然な形で年上の子の様子を見せ「やろうとする気持ち」を育むようにしている。子どもの状況については、園児管理システムに入力し、見落としや次のステップを確認し保育に反映させている。健康や安全の習慣については、指導計画の中で指導日を設けている。0歳児から5歳児と年齢の幅が広く、わかりやすく内容を工夫するとともに、絵本やポスター等の媒体を用いて、理解を促すよう工夫している。</p>		
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
<p>評価者コメント5</p> <p>子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p> <p>十分に遊びや活動ができるように保育室やホールを整え、遊具や絵本は自由に使って遊べるようにしている。遊びの状況に応じて遊具や用具を加えたり、紙類や身近な素材等も準備し、子どもの要求に応じた支援をしている。歌やリズム・伝承遊びを日課にし、描画や造形活動にも力を入れ、楽しく取り組めるように配慮している。また、四季を通して戸外遊びが楽しめるようにしている。散歩では、2人組のペアを作り、異年齢で草花や木の実、小動物など身近な自然に触れたり探索を楽しみ、年下の子をいたわったり、年上の子からの刺激を受けている。生活や遊びを共にする中で、友だち関係や思いやり、「自分も」、「やれるようになりたい」という気持ちを育む支援をしている。畑の種まきやほうずきサロン、地域の敬老会等で地域の方々と触れ合い、あしろ保育園との合同行事を通して、同年齢の大きい集団との関わりや活動の経験を広げられるよう支援している。</p>		

A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p>評価者コメント6 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。 0歳児は1名の在籍で、月齢も高く、保育士が側について援助しながらではあるが、年上の子どもたちと一緒に活動が可能で、様々な刺激を受けている。年上の子どもの遊びや活動の内容、本人の体調によってはスペースを区切り、ゆっくりと遊んだり落ち着いて過ごせるように配慮している。送迎時の保護者との関わりや連絡ノートを通して、体調、食事、排泄、睡眠等の状況を伝え合い、生活の連続性に配慮している。子どもの発達状況を把握し、思いや欲求に応じた保育を実践しているが、異年齢合同の指導計画の個別計画の欄は、狙いの達成に向けた保育士の関わり、援助、環境構成等の記載がないため、保育の過程や状況が分かる様式の検討が望まれる。</p>		
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p>評価者コメント7 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。 異年齢(0・1・2歳児)による指導計画を作成し、保育を進めている。危険のないように保育室、ホール、園庭を整え、好きな遊具に触れたり十分に体を動かして遊べるよう配慮している。散歩を通して身近な自然に触れ、探索活動を楽しめるようにしている。一人ひとりの状況に対応しながら、1歳児には「自分で」という気持ちを育むように、2歳児には見守りから「できた」という自信につながるように援助している。連絡ノートや送迎時の保護者との関わりから、日々の様子を伝え合い、子どもの姿や成長の様子を共有している。一人ひとりに対応した保育が実践されているが、月の計画には個別の指導計画は作成されていない。3歳未満児は、保育所保育指針に個別の指導計画を作成することが義務付けられていることから、個別の指導計画の作成と共に保育士の関わりや配慮事項も記載される様式の検討が望まれる。</p>		
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p>評価者コメント8 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。 異年齢(3・4・5歳児)の指導計画を作成し、戸外活動、運動遊び、リズムや音楽、絵画制作などの活動を通して、年齢に即した身体機能や意欲や表現力等を育むように指導、援助している。遊びや活動では、年齢による発達の差を考慮して、援助の仕方を変えたり年長児の難易度を上げるなどして、それぞれ満足感や達成感が味わえるように配慮している。一緒に過ごす中で、自然な形で年上の子への憧れや年下の子への思いやりが育つ環境を整えている。連絡ノートや日々の伝え合いから、保護者との共通理解を図っている。地域の敬老会や行事に参加し、歌や踊りの披露、絵画の展示など園での取組を保護者や地域に発信している。幼保小連絡会で保育園の生活を伝えたり、小学校からの招待を受けて1年生と交流する機会がある。</p>		
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p>評価者コメント9 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。 現在、障害のある子どもは利用していないが、障害児の指導計画の様式を準備し、外部の研修に参加したり法人内の保育園の事例などで勉強し、対応できるようにしている。気になる子どもや配慮を必要とする子どもに対しては、家庭と共通の理解をもって保育を進めたり、八幡平市の保健師に相談、アドバイスを受ける体制がある。今後、法人内の事例研究やケース検討に参加する機会を設けたり、外部研修等に参加するなど、障害の理解や障害児への対応を学び、受入体制づくりに努めることが望まれる。</p>		
A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p>評価者コメント10 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。 7時から19時までの保育が可能であるが、早朝からの利用はなく、利用に応じた職員シフトで子ども及び保護者が安心できるように配慮している。保護者からの連絡は、備忘録に入力し、伝え忘れのないようにしている。朝の集まり時間と遅番保育に入る時間に、子どもの体調や保護者への連絡などについて口頭での引き継ぎをしている。午前中の遊びや活動内容、子どもの要求から、午後の遊びを設定したり、午前中の遊びや活動の続きが楽しめるように配慮している。17時30分以降は、人数も少なくゆったりと保育士と触れ合いながらお迎えを待つことができるようにし、18時には軽食を提供している。</p>		
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
<p>評価者コメント11 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。 自分のことは自分でする、話を聞く、ルールを守るなど保育や就学に向けて必要な態度や習慣が身に付くよう指導計画の中に盛り込まれ、指導、援助をしている。秋のあしろ小学校1年生との交流は、小学校を意識、期待する機会となるように援助している。個別面談では、保護者から就学時健診の様子や保護者が気になっていることを聞いたり、園での様子や就学を意識して取り組んでほしいことなどを伝え、共通理解を図っている。八幡平市の幼保小連携研修会に参加し、情報交換や今後の連携について検討している。小学校から送付される様式に沿って、配慮の必要な子どもについての情報を提供し、年度末には「保育所児童保育要録」を小学校に送付している。</p>		

A-1-(3) 健康管理		第三者評価結果
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
<p>評価者コメント12</p> <p>子どもの健康管理を適切に行っている。</p> <p>入園時に既往症や予防接種の状況について管理システムに入力し、保護者から知らせを受けた時や年度末に保護者に児童台帳を返して確認を行い、システムの更新を実施している。子どもの健康状態については、職員間で把握、周知し、適切に対応している。子どもの健康管理に関する「保健計画」が作成され、それに沿って健康観察、保健指導、衛生管理を行い、健康の維持・増進に努めている。体調変化や異常が認められた時や、けが等に対しては、「危機管理マニュアル」等に沿って対応している。「乳幼児突然死症候群(SIDS)」について職員間で周知が図られ、保護者には入園説明会で情報を提供している。午睡の観察とともに15分おきに睡眠状況を確認し、睡眠表に記録している。</p>		
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	a
<p>評価者コメント13</p> <p>健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。</p> <p>健康診断と歯科検診を年2回実施している。結果については、保護者に口頭で伝えるとともに「園児健康診断票」に記入、園児管理システムに入力し、職員間で共有している。歯科検診は、保護者も受診に立ち会うため、直接医師から話を聞き指導を受けることができる。保護者から、健診後の受診状況や診断についても連絡をもらう体制を取っている。絵本や紙芝居などを用いて、丈夫な体や虫歯、歯の大切さについて関心をもてるように配慮し、食後及びおやつ後の歯みがきに取り組み、仕上げ磨きを実施している。</p>		
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	a
<p>評価者コメント14</p> <p>アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。</p> <p>アレルギー疾患や慢性疾患が疑われる場合は受診を進め、保護者の依頼を受けて与薬マニュアルに沿って、また、必要に応じて医師の指示書に従って対応している。食物アレルギーによる除去食の子はいないが、「アレルギー除去食の提供マニュアル」に沿って対応することができる。今後も「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を活用したり、外部研修等に参加して最新の情報を職員間で理解・共有することに併せアナフィラキシーに備えた「緊急対応マニュアル」の作成が望まれる。</p>		
A-1-(4) 食事		第三者評価結果
A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。	b
<p>評価者コメント15</p> <p>食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p> <p>0歳児から5歳児が一緒に部屋で食事をしている。年齢や食習慣の身の付き方に合わせてテーブルや箱椅子を使用し、子ども全体に目を向けた指導、援助や声掛けができるように年齢ごとの配置を工夫している。給食年間計画により、栄養指導やクッキングを月の指導計画に位置付けて実践している。畑で取れた野菜を給食やクッキングに使用し、楽しく食べるとともに、栄養や食への興味・関心が持てるように取り組んでいる。保護者に向けて毎月、献立表及び給食だよりを発行し、乳幼児期の食事の大切さや旬の野菜のレシピ紹介などの情報を提供し、子どもの食事や体づくりに関心を持てるようにしている。家庭での食事やおやつ調査を行い、結果を保護者に公表している。食事状況のアンケートでは、メニューと食材についても記入してもらい、栄養士がコメントを返す個別の対応も行っている。</p>		
A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p>評価者コメント16</p> <p>子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p> <p>食事は、あしろ保育園で調理され、温度や安全、衛生に留意して畑保育園に運んでいる。搬入された食事は、自園で温めて盛り付け、提供している。日々、喫食人数や子どもの体調による配慮などについて、あしろ保育園栄養士と連絡を取り、月の合同会議等で献立や離乳食、子どもの喫食状況(量、大きさ、硬さ、食の進み方、嗜好など)を伝えて連携を図っている。あしろ保育園の栄養士が、クッキングを指導し、子どもたちと交流する機会を設けている。献立には、郷土食や噛む力を育てる「カミカミ献立」、行事食を盛り込み、安心、安全な食材を使い、子どもの食体験を広げるように取り組んでいる。配膳室は、「給食衛生管理マニュアル」、「衛生管理点検表」に沿って、清潔かつ適切に管理している。</p>		

## A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携		第三者評価結果
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行なっている。	a
<p>評価者コメント17</p> <p>子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。  入園説明会において、保護者に「入園のしおり」を配付し、保育理念や保育目標、保育内容、保育時間、行事、持ち物等について説明している。毎月、園だよりを発行し、その月の保育や子どもの姿、行事などの取組について知らせたり、日々の様子については連絡ノートや口頭で伝え、園での生活や保育内容を理解してもらうように努めている。年2回の個別面談を実施し、園での様子や頑張っていることを伝えたり、保護者の思いや感じていることを聞き取り、子どもの成長や課題を共有している。保護者が、園の行事や地域の行事、作品展の参加を通して、子どもの成長を感じ取ることができるように支援している。</p>		
A-2-(2) 保護者等の支援		第三者評価結果
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行なっている。	a
<p>評価者コメント18</p> <p>保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。  朝夕の送迎時のどちらかに担任保育士と顔を合わせることができる職員のシフトで、コミュニケーションを図り、連絡ノートの活用も含めて信頼関係を築くように努めている。保護者から相談を受けた保育士は、状況を聞きながら一緒に考えたり、時には具体的な方法を示して、保護者が決定できるように支援している。相談を受けた保育士が、園長に相談内容を伝えて判断を仰いだり、助言を受ける体制もあり、状況や内容によっては、園長が対応することもある。相談内容は、園内で情報共有している。</p>		
A⑲	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
<p>評価者コメント19</p> <p>家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。  登園時の視診や子どもとの関わり、午睡前の乾布摩擦などで子どもの心身の状態を観察し、送迎時の保護者との関わりの中で家庭状況の把握に努めている。家庭や保護者に気になる状況が見られた場合は、プライバシーに配慮しながら、園長が保護者に確認するなど早めの対応をしている。虐待が疑われる場合は、「虐待対応マニュアル」に沿って対応できるように研修を行っている。今後も「虐待対応マニュアル」や外部の研修の参加などから、虐待や児童の権利侵害についての理解を深め、継続的に意識付けを図っていくことが望まれる。</p>		

## A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		第三者評価結果
A⑳	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
<p>評価者コメント20</p> <p>保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。  月の指導計画の反省や行事ごとの反省で保育を振り返り、翌月の指導計画や次の行事計画に反映させている。職員個々に年度の目標を定め、月ごとに「良かったこと」、「次月に頑張ること」を記載して自己評価を行い、園長に提出している。年度の目標については、年度末に評価している。しかし、自己評価表の評価の項目から、十分な保育の検討や振り返り、改善につなげることは難しい。「子どもの育ちを捉える視点」、「自らの保育を捉える視点」から、評価の時期や項目を検討し、自己の目標とともに保育の過程全体を振り返り、職員間の学び合いにつながる自己評価に取り組まれることを期待する。</p>		